

保護者 各位

滑川市教育委員会
教育長 上田 良美

「新型コロナウイルス感染治癒報告書」の提出等について（お願い）

日頃より、新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことに伴い、保育所、認定こども園及び幼稚園にかかる取扱いについては以下のとおりといたします。

今後は、登園再開時に、保護者の記入による報告書「新型コロナウイルス感染症治癒報告書を提出していただくことになりましたので、ご協力をお願いいたします。（陰性証明や医療機関が発行する検査結果を提出する必要はありません。）

また、下記の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 登園のめやすについて

○有症状患者の登園のめやす

<p>園児（全員） 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」</p>	<p>＜再登園時のお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス感染症は、<u>発症から10日を経過するまではウイルス排出の可能性があると</u>言われています。再登園する際は園の感染状況等に応じた対応をお願いすることがあります。
--	--

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、せき等の呼吸器症状が改善傾向にある状態。

○無症状患者の登園のめやす

<p>園児（全員） 「陽性が判明した場合、検体を採取した日（0日目）から5日を経過すること」</p>	<ul style="list-style-type: none">6日目から登園可能となります。
--	---

なお、登園再開時は、お子さんの症状・体調面等について園と情報共有を行ってください。

【事務担当】 滑川市教育委員会 子ども課 児童福祉係

TEL 076-475-1486